最終更新日：2015年6月29日
積水化学工業株式会社
代表取締役社長　高下貞二
問合せ先：経営戦略部 TEL：03-5521-0522
証券コード：4204
http://www.sekisui.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るべく、カンパニー制に基づくマネジメント体制を構築しています。この体制の下、当社を取り巻く事業環境が大きく変化する中で、継続的な企業価値向上には経営の透明性・公正性を高めること及び迅速な意思決定を追求することが重要であると考え、「取締役会の強化」と「業務執行機能の強化」を含むコーポレート・ガバナンスに関する様々な取り組みを実施しています。
この様な取り組みの中、積水化学グループは、「お客様」「株主」「従業員」「取引先」「環境・地域」の5つのステークホルダーの期待に応えるべく、成長を続けてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
旭化成株式会社	31,039,000	5.96
積水ハウス株式会社	20,592,000	3.95
第一生命保険株式会社	19,681,000	3.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,515,000	3.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,039,000	2.69
東京海上日動火災保険株式会社	11,946,000	2.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	10,316,000	1.98
積水化学グループ従業員持株会	9,090,000	1.74
JP MORGAN CHASE BANK 385164	8,557,000	1.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,618,000	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

韓国証券取引所に上場している子会社が1社あり、理事(取締役に相当)は過半数を派遣しているものの、代表理事(代表取締役に相当)は当該事業会社から起用しており、現地の事情に合わせた経営を行っております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長島徹	他の会社の出身者								△			
石塚邦雄	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長島徹	○	帝人株式会社　相談役	長島氏は帝人株式会社相談役を務めており、高機能製品を中心とする素材産業における経営者として培われた豊富な知識と経験を活かした助言をいただくことでコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規定施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。 なお、当社は同社との間に営業上の取引が存在しますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.01%未満であり、独立性を十分に有していると判断しています。
石塚邦雄	○	・株式会社三越伊勢丹ホールディングス 代表取締役会長執行役員 ・株式会社三越伊勢丹 代表取締役会長執行役員	石塚氏は株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役会長執行役員ならびに株式会社三越伊勢丹代表取締役会長執行役員を務めており、第一線の小売サービス業の経営者としての経験と知識を活かした助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規定施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。 なお、当社は同社との間に営業上の取引が存在しますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.01%未満であり、独立性を十分に有していると判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人である新日本有限責任監査法人との間で監査計画の確認を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど、定期的に相互の情報交換・意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しています。
監査役は内部監査部門と監査計画等について協議し、効率的に監査を実施しております。また監査役は内部監査報告を閲覧し、必要に応じて内部監査部門より報告を受け、意見交換しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小澤徹夫	弁護士													
西育良	公認会計士													
鈴木和幸	学者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤徹夫	○	東京富士法律事務所　弁護士	小澤氏は、弁護士としての法的視点および幅広い見識と企業法務の分野を中心に法令およびリスク管理等に係る豊富な業務経験を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。
西育良	○	西育良公認会計士事務所　所長 株式会社キリン堂ホールディングス　社外監査役	西氏は公認会計士として、財務および会計に関する高い見識を有しており、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。
鈴木和幸	○	電気通信大学大学院　教授	鈴木氏は大学教授として、品質管理ならびに信頼性工学に関する高い見識と豊富な経験を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしました。 同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

・当社は社外取締役の独立性を確保するために、社外取締役規則において、当社の大株主や主要取引先などから社外取締役候補を指名しない旨を定めています。なお、長島徹、石塚邦雄の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
・直近事業年度において、長島取締役、石塚取締役とも、取締役会18回のうち18回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
・直近事業年度において、長田監査役は、取締役会18回のうち18回すべてに、監査役会18回のすべてに出席し、品質管理ならびに技術経営に関する高い見識と豊富な経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。大西監査役は、取締役会18回のうち18回のすべてに、監査役会18回のすべてに出席し、公認会計士として主に財務・会計等の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。小澤監査役(2014年6月就任)は、就任後の取締役会14回のうち14回すべてに、監査役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を適宜行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

・当社の執行役員についてもストックオプションの対象としております。
・当社の従業員については、当社の幹部従業員とし、全社の業績に大きな影響力を持つ地位にあるため、対象にしています。
・関係会社の代表取締役、一部取締役については、連結経営の観点からグループ業績に大きな影響力をもつため、対象にしています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬については、取締役、監査役別に各々の総額を有価証券報告書に開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、業績連動型報酬制度を導入しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役については、取締役会の事務局である経営戦略部が取締役会資料の事前配布や事前説明を行う等サポートします。社外監査役については、監査役会事務局を設置し、コーポレート各部所が必要に応じて業務をサポートしています。監査役会事務局は、社外監査役への取締役会資料の事前配布及び事前説明を行うとともに、社外監査役が重要書類の閲覧や各部門責任者へのヒアリングを実施できる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会の強化
当社は、取締役会の役割を明確化し、全社基本方針決定、高度な経営判断と業務執行の監督を行う機関と位置付けるとともに、独立性の確保された複数の社外取締役を選任することにより、経営の透明性、公正性を確保し、取締役会における監督機能を強化しております。また、2008年6月の定時株主総会において取締役会の人員を21名から9名に減員し、機動的な経営判断を行っております。

（社外取締役の選任について）
当社とは異なるバックグラウンドにおける豊富な経営経験と専門的知見から助言及び監督をいただき、当社グループの企業価値増大に貢献いただくため、社外取締役を2名選任しております。とりわけ当社が中期経営計画「SHINKA!−Advance2016」において注力する現有事業の変革、新市場・新分野の開拓、グローバル展開の加速、CSR経営の強化などの施策に対して、多様で客観的な視点から助言をいただいております。

2. 業務執行機能の強化
2008年4月より、カンパニー制の下、各カンパニーの事業環境変化に迅速に対応するため、監督機能（取締役）と業務執行機能（執行役員）の分離を行うことを目的とした執行役員制度を導入しております。

（執行役員制度の導入について）
業務に専念する役員を設け、事業機会への迅速な対応を行います。また、各カンパニーには、カンパニーの最高意思決定機関である「執行役員会」を設け、取締役会から執行役員会へ大幅に権限を委譲しました。
なお、執行役員の任期については1年とし、取締役会の決議により選任を行います。

3. 監査の状況
代表取締役の直轄組織である監査室（当事業年度末現在11名）が、グループ全体の業務に関する内部監査を行っております。
当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、会計監査業務を執行した公認会計士は、小西幹男、小川佳男、松浦大であり、各公認会計士は、同監査法人において策定された交代計画に基づき適時交代する予定となっております。
また、監査役は、各種の重要会議へ出席し、関係会社を含む関係部所の調査、重要案件の決裁書の確認等により、監査役が支障なく監査できる社内体制をグループ全体に確立しております。また、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うことにより、代表取締役との相互認識を深めております。
内部監査は、内部監査規則、年間の監査方針及び監査計画書に基づき実地監査を行い、その監査の結果は、代表取締役社長、監査役及び関係部所に報告されています。また、必要に応じて、被監査部所からの改善回答書の取得やフォロー監査により、内部統制システムの整備・向上に繋げております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社を取り巻く事業環境が大きく変化する中で、継続的な企業価値向上には経営の透明性・公正性を高めること及び迅速な意思決定を追求することが重要であると考え、「取締役会」と「業務執行機能」の強化、「監査体制」の充実を実施しています。当該体制により、経営監視機能の強化と客観性及び中立性の確保が果たされていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前に発送。
電磁的方法による議決権の行使	2005年6月の定時株主総会より、投資家向け電磁的方法による議決権行使制度を採用。
その他	株主とのコミュニケーションをさらに強化するために、株主総会当日の出席株主に対して、アンケートを実施。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	随時、東京で開催（株主総会は大阪で開催）。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	業績概要、決算について四半期に1回開催。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、北米、アジア地域で定期的にIRを実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は半期報告書、IR説明会資料を掲載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部所：経営戦略部IRグループ ／ IR担当役員：執行役員　経営戦略部長	
その他	投資家向けE-mailマガジンを発行。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社是及び企業行動指針に規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・積水化学グループでは、企業活動の根底にある考え方や方針を示す社是の中で、「お客様」「株主」「従業員」「取引先」「地域社会・地球環境」の5つのステークホルダーの期待に応えることを掲げており、これを実現していくことが、企業の社会的責任（CSR）を果たすことだと考えております。 そのために、「環境」「CS品質」「人材」の3つで「際立ち」、取り組みの基盤をなす「コンプライアンス」「リスクマネジメント」「コミュニケーション」という3つの「誠実さ」でCSR経営を進めていきます。 なお、CSR経営を進めていく上で、先進企業として際立ち、グローバルの視点で対応することを目的としたCSRに関する下記方針を制定しております。 1）環境経営方針 2）CS品質経営方針 3）安全方針 4）人材・人権方針 5）社会貢献活動方針 各方針の詳細、具体的な取組みについては、CSRレポート（毎年発行）をご覧ください。 http://www.sekisui.co.jp/csr/report/index.html ・環境経営方針については下記の通り。 ＜理念＞ 積水化学グループはエコロジーとエコノミーを両立させて成長し続けることにより、持続可能な社会の実現に貢献するグローバルな環境トップランナーを目指します。 ＜基本方針＞ 積水化学グループ各社は、未来のこども達に美しい地球を残すため、私達が活動する全ての国・地域において地球温暖化の防止や生物多様性の保全、循環型社会の構築に貢献する取り組みを進めます。 1. 研究開発から調達・生産・販売・使用・廃棄にいたる製品のライフサイクルのすべての段階において環境に配慮し、製品・サービスそのもので環境に貢献します。 2. すべての事業所と事務所において環境に配慮した事業活動に取り組むとともにお客様やビジネスパートナーとも連携して取り組みを発展させていきます。 3. 限りある資源やエネルギーの効率的活用を推進し、温室効果ガスや有害化学物質などによる環境負荷の低減と汚染の防止に努めます。 4. 関係する法令や国際ルールを遵守します。 5. 教育を通じて環境に対する意識の向上に努めるとともに、自主的な目的・目標を設定して継続的改善を進めます。 6. 社会とのコミュニケーションを密にして信頼を高めます。 7. 自然保護活動等、地域における社会貢献活動に積極的に取り組みます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業情報開示に関する経営方針及び企業情報開示規則を策定。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

□基本的な考え方
当社は、当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人が高い水準での企業倫理を保持するとともに、国内外の関係法令、国際ルール及び社内規則を守り、透明で公正な取引を行うことを第一義と考え、企業倫理の徹底に取組んでいます。
また、内部統制システム及びリスク管理体制の整備の重要性を再認識し、全社が一体となった内部統制システム整備のためのプロジェクト設置、内部監査の充実、危機管理対策を遂行する部所の設置、様々なリスクに対する必要な社内規定の整備及び教育・啓発活動などを実施しています。

□整備状況
・カンパニー制及び執行役員制を導入することによって権限委譲を実施し、各カンパニーにおいて迅速な意思決定がなされるように、各カンパニーにおける最高意思決定機関である執行役員会を設置しています。
・当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ理念体系に基づき「企業行動指針」を策定しております。
・社長が委員長を務める「CSR委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針等の重要事項は、「CSR委員会」で審議し、取締役会に付議しております。
・当社及びグループ会社におけるコンプライアンスを徹底し、CSRを着実に実践することを目的として、「コンプライアンス分科会」を「CSR委員会」の専門分科会として設置しています。当該分科会は、当社及びグループ会社におけるコンプライアンス体制の構築及び実践を目的として、コンプライアンスに関する重要事項の検討、並びにコンプライアンスに関する教育・研修等の各種施策の企画、検討及び決定を行っております。当該分科会の委員長は、社長から任命を受けた取締役または執行役員が務めており、当社及びグループ会社のコンプライアンスに対する取り組みを全社横断的に統括しております。
・社内通報制度「S・C・A・N（セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク）」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、使用人から直接社内窓口及び弁護士窓口に通報できる体制をとっております。
・当社及びグループ会社の経営管理については、監査役及び監査室等によるモニタリングを行うとともに、グループ会社については、「関係会社取扱規則」及び「関係会社決裁基準要項」等により、当社への決裁・報告制度を充実させております。
・「積水化学グループ 危機管理要領」を制定し、当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人に周知徹底することで、リスクの発生防止に努めております。
・「文書管理規則」に従い、当社及びグループ会社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理しております。
・業務運営上の問題を早期に発見し、有効な是正措置を講ずるために、監査室が定めたリストに則り、当社及びグループ会社の各部所は自己監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

□基本的な考え方
・「積水化学グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人が法令、定款及び企業倫理に従って行動するための指針を提示しております。また、反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備すると共に、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを、同マニュアルを用いて当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人に周知徹底しております。

□整備状況
・反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備するとともに、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを周知徹底する等、コンプライアンスを重視する風土を作り上げるべく活動を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、株主の皆様のご承認の下、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を導入しました。
本プランは、大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模買付行為を行う者と協議・交渉等を行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。
買収防衛策の内容については「2015年6月25日開催当社第93回定時株主総会招集ご通知」に記載しています。同通知については当社のウェブサイト（http://www.sekisui.co.jp/ir/pdf/soukai/soukai93.pdf　P.46～P.48）をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレート・ガバナンス体制図

